

# 令和5年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費実施要領

## 第1 趣 旨

配合飼料価格は、新型コロナウイルス感染症の影響や他国における需要の増加、不安定な世界情勢を背景に高騰が続き、畜産経営体の経営を圧迫している。

このため、畜産経営体の経営安定を図ることを目的に、配合飼料購入費の価格上昇分のうち、配合飼料価格安定制度により補えきれない額の一部について、畜産経営体を支援する補助事業者に対して補助金を交付する岩手県配合飼料価格安定緊急対策（以下「事業」という。）を実施する。

## 第2 補助事業者

補助事業者は、一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会、JA全農くみあい飼料株式会社、岩手中央酪農業協同組合、岩手花平農業協同組合、新岩手農業協同組合、全国畜産農業協同組合連合会とする。

## 第3 事業対象期間

事業の対象期間は令和5年度とする。

## 第4 事業の実施

### 1 事業計画の承認

補助事業者は、令和5年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費実施計画（変更）承認申請書（様式第1号）及び令和5年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費実施計画（様式第2号）を岩手県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

### 2 事業実施計画の変更

事業実施計画の重要な変更がある場合は、前項に準じて行うものとする。

なお、事業実施計画の重要な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 計画書に掲げる経費の30パーセントを超える増減
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 前各号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

### 3 事業の着手

(1) 事業の実施については、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）に定める交付の決定後に着手するものとする。

(2) 事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、補助事業者は、その理由を明記した令和5年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費交付決定前着手届（様式第3号）により、知事に届け出るものとする。

(3) (2)により交付決定前に着手する場合、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

## 第5 助成措置

岩手県は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について別に定めるところにより補助するものとする。

### 附 則

この要領は、令和5年8月30日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和6年1月4日から施行する。

### 附 則

1 この要領は、令和6年4月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

2 この要領による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。